



社員旅行に行ってきました！

アソシエイト 住吉いずみ

こんにちは、アソシエイトの住吉です。先月、2泊3日で社員旅行へ行ってきました！今年の行き先は台湾！日本から3時間ほどで行くことができ時差も1時間なので、海外旅行としてはとても人気のあるスポットですね♪天気は大丈夫かな？気温はどうか？と色々気にしていたのですが、関西国際空港から飛行機に乗り込み、いざ台湾空港に降り立ってみると、太陽の光が眩しく半袖でも十分！まさに旅行日和でした！

事前に行きたい場所をリサーチしていたので、観光ブックを片手に早速出発！初日の行き先は、台湾No.1の観光スポット？の「九份」です。

ジブリ映画「千と千尋の神隠し」の舞台になったともなっていないとも言われている有名な場所で、夕暮れには幻想的でノスタルジックな光景が広がります。少し早めに到着し、現地で食べ歩きをしながらゆっくり日が暮れるのを待つ予定でしたが、到着すると人人人！とても食べ歩きなんてしてられない・・・と、カフェに避難し夕暮れを待つことに。本場の烏龍茶を頂きましたが、これがまた絶品！茶器ひとつひとつも手作りで、お洒落食器が好きな長尾はお店に並ぶ茶器をずっと眺めていました。時間とともに移り変わる景色を楽しみながら、ついに夕暮れ時。立ち並ぶお店に灯りがともり、美しい光景が目の前に広がりました。(右上写真を参照) 目と舌で十分に九份を楽しみ、ホテルに戻って1日目は終了.....ではありません！そこから夜市へ繰り出し、足が棒になるまで食べ歩きを楽しみました♪(笑)

2日目は、台北を離れて台中へ。お目当てのスイーツを求め1時間ほど新幹線に乗りました。台中は台北よりも少し下町感が残り、観光客もそこまで多くなく穴場スポットという感じでした。若干道に迷いながら到着したのは「宮原眼科」。元々は日本人による病院だったらしいのですが、今はもちろん違います。とってお洒落なカフェで、昨日の九份とは違い近代的な建物です。そして待ちに待ったスイーツがこちら！どーん！(右上写真を参照) 数え切れないほどのフレーバーからアイスを選び、トッピングにパイナップルケーキやチーズケーキ、クッキー・・・お味はもちろん言うことなしでした！夜はふたたび台北へ戻って、ランドマークの台北101でショッピングを楽しみ、夜ごはんは小籠包の名店「鼎泰豊(ディンタイフォン)」へ。薄皮からじゅわっとあふれ出す肉汁がたまりません！何個食べたかも分かりません(笑)！やっぱり本場はおいしいですね♪しあわせなディナーでした。

最終日は早起きしてホテル近くをぶらぶら・・・台湾の朝ごはんは外食が当たり前らしく、地元の人でにぎわうお店に入ってみました。肉まん(のようなもの)とツナと卵をモチモチの生地で包んだものを頂きましたが、これももちろん美味。お昼前のお発だったので、現地ごはんはこれで最後でした。

上記以外にも、パワースポットの龍山寺、お買い物スポットの康青龍、胡椒餅の名店、現地のスーパーマーケット、足ツボマッサージ(2日連続行きました)など盛りだくさんの3日間で、日ごろの疲れも吹き飛び身体も心もリフレッシュできました！



←写真で伝えきれない九份の美しい景色！



↑宮原眼科の特大スイーツ！



中小企業診断士 長尾康行のプチコラム

年末年始にしたいこと

年末年始の予定はもう決まりましたか？私はまだ予定はないのですが、やりたいことは沢山あります。

まずは大掃除です。こう見えて掃除や片付けは大好きで、事務所も家も車も綺麗しておかなければ気が済みません。しかし、普段は忙しさを理由(言い訳!?)にできていないことがたくさんあるので、掃除は絶対にやりたいと思います。

次にやりたいのは読書です。読みたくて購入したものの、まだ読むことができていない本があるのでそれを読破したいです。

それから、来年の計画も作成したいです。事業をどう展開していくのか、プライベートを充実させるには何を取り組むのかなどをじっくり考えたいなと思います。

他にも良い過ごし方があれば是非教えてください。

—発行元—

事業再生に特化した中小企業診断士事務所
長尾経営事務所
経営革新等認定支援機関

【大阪事務所】
大阪府大阪市西区西本町1-8-2
三晃ビル2階
【島根事務所】
島根県松江市石橋町355

TEL : 0120-34-8776
MAIL : social@nagao-keiei.net
URL : www.nagao-keiei.net

長尾経営事務所

検索



コンサルティングプチ講座

今月のテーマ：現在の最低賃金は？

毎年10月、その年度の最低賃金が全国で改定されます。最低賃金は年々上昇していますが、平成28年度は前年度よりも全国加重平均で25円UPし、ついに800円台となりました。

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額のことをいい、最低賃金法に基づいて国が定めています。最低賃金には2種類あり、都道府県別に定めた「地域別最低賃金」と特定の産業を対象とした「特定(産業別)最低賃金」があります。後者の特定(産業別)最低賃金は、地域別最低賃金よりも高い水準で定められており、平成28年3月末時点では全国で235件となっています。また、これらの両方に該当する場合には、高い方の金額が適用されます。

地域別最低賃金は、パートタイマーやアルバイト、嘱託や臨時などの雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。(特定(産業別)最低賃金の場合は異なりますのでご注意ください。)

また、最低賃金の対象となるのは、毎月支払われる基本的な賃金のみであり、残業代やボーナスは含まれません。その他、皆勤手当や家族手当、通勤手当なども最低賃金には含まれません。使用者はこれらの手当を除いた従業員の給料が、最低賃金を割っていないかを定期的に確認しなければなりません。右図は、近畿地方と全国最高額である東京、全国最低額の宮崎・沖縄の平成28年度の地域別最低賃金です。また、最低賃金はその適用範囲や金額、効力発生日月日などを作業場の見やすい場所に掲示するなどの周知義務がありますので、ご注意ください。

平成28年度 地域別最低賃金一覧 (一部抜粋)

	単位：円		
	28年度	27年度	対前年比
大阪	883	858	+25
兵庫	819	794	+25
京都	831	807	+24
奈良	762	740	+22
滋賀	788	764	+24
和歌山	753	731	+22
東京(最高額)	932	907	+25
宮崎・沖縄(最低額)	714	693	+21
全国加重平均	823	798	+25

参照元：厚生労働省 最低賃金に関する特設サイト「必ずチェック最低賃金。」
<http://pc.saiteichingin.info/>